(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 丸森町 (都道府県: 宮城県)

本事業の担当部局名 <mark>子育て定住推進課</mark>

事業	美	=		結婚新生活支援事業									
区分				結婚新生活支援									
関連事業メニュー				4_2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)									
個	個 別 事 業 名			丸森町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での 実施も含む)	継続							
実施期間				交付決定	令和6年3月31日		事業開始年度	R 4	年度				
対象	経費支出(注)		定額	1,500,000									
自治体における少子化 対策の全体像及びその 中での本個別事業の位 置付け (注)2				(地域における実情と課題> 本町において、少子高齢化による人口減少は最重要課題である。本町の出生率は全国平均を下回る状況にあいて、少子高齢化による人口減少は最重要課題である。本町の出生率は全国平均を下回る状況にあい近年の出生数も令和2年42名、令和3年29名、令和4年34名と減少傾向が続いている。また、婚姻件数も令和元年件、令和2年20件、令和3年21件と減少傾向が続いており、婚姻率は1.7と宮城県平均3.8を大きく下回る状況であるこのような現状から、出生数の増加には、子育て支援に加え、結婚を希望する町民が希望する年齢で結婚できるに、町として支援する体制が必要である。 <本個別事業の位置付け> 「第五次丸森町総合計画」の重点プロジェクトの1つ「子育て世代が暮らしやすいまちづくりを推進する。」として、二期丸森町子ども・子育て支援事業計画」を進めている。この計画においては、親が「子どもを生み育てたい」と思ようなまち、そして子どもたちが、将来「丸森で生まれ育って良かった」と思えるようなまちをつくることを基本理念にけ、重点的に取り組むべき事項として認定こども関連営支援、子どもの居場所づくりの推進、子育て世代の経済的負担の軽減、子育てに関する情報提供体制の強化、子どもの「生きる力」を養う教育・保育の充実の5つを選定している。本個別事業は子育て世代の経済的負担の軽減に位置付けられ、若者の町内定住促進子化の進展に歯止めをかけるため事業を推進していく。 (本個別事業における現状と課題)									
	1. 概要	Į.											
	【補助效	象要	[件]			+ >() V +	I						
	·所得要	件		夫婦の合計所得が 500万円未満	✓	自治体独自 基準の場合	500万円未満と500万F 要件緩和:	可以上に区別し、 分は一般財源対力		定			
	·年齢要	件		夫婦ともに婚姻日における年齢 が39歳以下の世帯	✓	自治体独自 基準の場合	夫婦ともに婚姻日にむ 要件緩和:	おける年齢が45歳 分は一般財源対ル		₹			
	[補助上限額]												
個別事業の内容は	29歳以 の場á			各費用に係る合計が60万円	>	自治体独自 基準の場合	所得が500万円未満のは 所得が500万円以上のは 夫婦の所得に関係なく、 上乗せして支給 要件緩和分(本交付金 源で対応する。	易合は30万円 新生活準備費用					
	39歳以 の場話			各費用に係る合計が30万円	7	自治体独自 基準の場合	上乗せして支給			 を			
	【その他	/ !独自		住宅購入費 (住宅購入費) () () () () () () () () () (は、一般財源で	引越費用							
	・町内へ	·年齢が40歳以上45歳未満の夫婦 補助上限額20万円 要件緩和分(本交付金の対象外)については、一般財源で対応する。 ·町内への定住要件 補助金受領後3年 ·夫婦のいずれにも市町村民税等の滞納がないこと。											

2.申請見込									
新規世帯見込		2		世帯					
	上記のうち	ともに29歳以下	1 1	世帯	左記り	人外	1	世帯	
【積算根拠】	•								
29歳以下(所得500 39歳以下(所得500 45歳未満:2件×20 新生活準備補助:5	万円以上)∶1件 × 万円未満)∶1件 × 万円(補助上限額 万円 × 5件 = 250	60万円(補助上限額) = 30万円(補助上限額) = 30万円(補助上限額) = j) = 400千円 一般財源 千円 一般財源 の等事業における支給見	= 300千円 一 = 300千円 原	般財源	令和			令和 <u>5</u> 年 ₋ 5	3 月 世帯
継続補助見込		継続補助実施の有	無一				_		
松 颜	見込世帯数	- 継続補助実施の有数 2		世帯					
++ <i>4</i> -√∨									
	費支出予定額	600,000		円					
3. 広報の実施予定				6 3 3 5 5 5 5	+ mT-	*	/++#-++# ·	7 * - + 10 I-	
町仏報誌・ボームペするチラシをファイノ		周知、戸籍·住民票受付》 する。	窓口にチラシを	を配架する。ま	た、町内	美谷至に	結婚文援・	子育で 文援に	関
		KPI項目			単位	目	標値	現状値	<u> </u>
ルフルサゲ人はる手悪	子育て支援セン	ター利用率			%	60	(R6)	52 (R 3
少子化対策全体の重要	子育てサポータ				人	30	(R6)	29 (
業績評価指標(KPI)及び 定量的成果目標 (注)4	保育所定員充足				%	90	(R6)	80 (
定量的成果目標 (注)4	認定こども園施設数				か所		(R6)	2(
	乳幼児健診において子どものことで心配がある保護者の割合				%		(R6)	24 (
	70-9170 KE19 IC 02	項目	775 07 00 77 19 1	142 1111	単位			の実績	
参考指標	合計特殊出生率				%	0.63(丸森町算出)
ジ ーラ1日1示 (注)5	<u> </u>	•			件			人口動態統	
(,	婚姻率				%			人口動態統	
	知如平	KPI項目			単位		マイロッチ。 標値	現状値	
	士松卅世守/丰 /	支給見込世帯数の割合	>		半1/2	1	1宗1但 90	北 紀1人間	2
				1業の初知度			90 75		
固別事業の重要業績評	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」 結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」						75 75		
回加争乗の里安耒頃計 両指標(KPI)及び定量的									
n — `— ı—́									
成果目標 (注)6									
也自治体との連携・役割 分担の考え方及び具体	宮城県が実施	本事業を実施する。 jする「結婚支援事業」に PRを行う。	おいて、出張	登録·相談会の	D共催、 <i>)</i>	(会登録#	料の助成、町	JHPでみやき	薃結婚
的方法 (注)7		組む「男性家事育児参画	画啓発事業し	おいて、本町	が主催す	る産前産	後サポート	事業内の「パ	パ・マ

他

マ講座」において、県が作成した男性家事育児参画啓発動画を活用する。

民間事業者との連携・役 割分担の考え方及び具 体的方法 (注)8

(注)

- 1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書 等)を添付すること
- 2 自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、次の ~ を記載すること。ただし、結婚新生活支援事業において、 は記載 不要。
 - これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情・課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体 像及びその中での本個別事業の位置付け
 - 本個別事業が継続事業である場合はこれまでの事業実施状況及びその中で見つかった課題(新規事業である場合は不要)
- 本個別事業が新規事業である場合は地域における実情と課題への対応、継続事業である場合は本個別事業における現状と課題への対応
- 3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。
- 個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること(結婚新生活支援事業においては記 載不要)
- 事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること(結婚新生活支援事業においては記載不要)。 4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載する こと。また、各自治体は少なくとも令和5年度終了時点に、各自治体において効果検証を実施すること。
- 5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。
- 6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成 果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること

- 結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。
- 7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方策」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載 すること
- 8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入するこ ٤